

の分割の基準は必ずしもはっきりしていない。なお、この警察費財源のうち、区費・課出金が、のちにみる民費による警察費ということになるのであろう。

注

(1) のちのことになるが、八一―八三年度などには、この「税外収入」の後身と思われる「雑収入」があり、ここでは「洋銀」紙幣及銅貨」とか「老円銀」「補助銀」「紙幣及銅貨」とかが、年々一〇万円以上も「大蔵省納」されている。おそらく貨幣制度の整理統一にからんだ操作で、ここに示された貨幣を吸い上げているのであろうが、しかしそのためには、それに見合う対価を与えているはずで、年々一〇万円をこすその資金はどこから生まれているのか、やはり不明というほかはない。

(2) 吉田新田埋立てをめぐる外交と金融については、とりあえず『横浜市史』第三卷上、三二八ページ以下を参照。

(3)・(4) 『県史料』八九六ページ。ただし、ここでいう「経費」と前項注(7)でみた「定額」との関係は不明である。

第三節 県内の国税と県税等

前節で検討した定額金制度を中心とする会計は、いわば中央出先機関としての県の業務を、中央政府の手許の国税の分与を受けてまかなったものであった。それに対応して、神奈川県内から国税が徴収されていることはいままでもないが、同時に県には県段階で徴収して消費する県税⁽¹⁾および類似の収入もある。本節では、それら租税をとりあげることしよう。ここでも利用しうる資料は、『県史料』所収のものであるが、やはりまとまって計数がえられるのは一八七五⁽²⁾(明治八)年以降であり、それ以前については今のところ不明である。

表1-73 県内国税徴収額

科 目	1875年(比率)		1876年(比率)		1877年(比率)	
	石	%	円	%	円	%
地 租 { 米	456,688					
	(2,740)円					
金	750,137	(86.2)				
地 税 仮 額			614,890	(86.2)	715,711	(85.7)
地 券 税	22,119	(2.5)				
地 券 証 印 税	2,925	(0.3)				
官 禄 税	483	(0.1)	150	(0.0)	160	(0.0)
家 禄 賞 典 禄 税	8,924	(1.0)	5,602	(0.8)		
酒 類 税	38,267	(4.4)	40,650	(5.7)	67,483	(8.1)
煙 草 税	9,684	(1.1)	11,258	(1.6)	9,959	(1.2)
証 券 印 紙 諸 税	14,817	(1.7)	20,248	(2.8)	19,390	(2.3)
訴 訟 罰 紙 諸 税	1,452	(0.2)	2,129	(0.3)	3,049	(0.4)
蚕 種 紙 印 紙 税	521	(0.1)	495	(0.1)	640	(0.1)
生 糸 繭 印 紙 代	3,335	(0.4)	2,699	(0.4)		
生 糸 売 買 鑑 札 料	61	(0.0)	200	(0.0)		
船 税	2,519	(0.3)	2,603	(0.4)	3,888	(0.5)
車 税	8,324	(1.0)	9,337	(1.3)	10,376	(1.2)
銃 猟 税	674	(0.1)	1,147	(0.2)	1,753	(0.2)
牛 馬 売 買 免 許 税	1,074	(0.1)	742	(0.1)	783	(0.1)
度 量 衡 税	32	(0.0)	111	(0.0)	74	(0.0)
版 権 免 許 料	4	(0.0)	64	(0.0)	44	(0.0)
開 港 場 諸 税	774	(0.1)	913	(0.1)		
海外旅券其他免許料	洋銀 (円) 982.8				707	(0.1)
手 数 料						
売 薬 税			445	(0.1)	1,484	(0.2)
碇泊税并手数料	1,077	(0.1)				
計 { 米	456,688					
	(2,740)					
金	867,203		713,693	(100.0)	835,499	(100.0)
洋銀(ドル)	(869,943)(100.0)					
	982.8					

注 『県史料』69-78ページより作成。75年のかっこ内は、米価を1石=6円とした計算であり、比率はそれを含めた869,943円による。

一 国税

種類と 一八七五―七七年は、中央の租税に関していえば、地租改正が進行中であり、かつ旧来の雑税の大部分が整理徴収額 される一方、新しく印紙税などが導入されて新旧交替がようやく終わろうとする時点で当たっている。その点は、表一―七三にもあらわれている。まず、国税であるから収入の大部分が地租から成っているのはいうまでもないが、七五

年度にもなお部分的に米納がなされている。七七年度には、いちおう地租改正は終わったがまだ市街地は完了せず、「地税仮額」として旧来の額を徴収している段階である。⁽³⁾ 地租地券関係の税を除くと、あとはいずれも少額のものばかりであるが、なかで酒・煙草の税がやや大きく、印紙税・車税などがこれに続く。この租税構成を全国平均とくらべてみると、地租（全国平均六六・六割、七七年度、以下同じ）は、ほとんど同じ比重であるが、酒（六・七割）、煙草（〇・五割）、印紙税（一・一割）などは、全国平均よりもいずれも高くなっている。これら消費税・流通税の比率が高いのは、本県内における商品流通が他県に比して盛んであることを反映しているといえよう。

ところで、同表からわかるように、神奈川県からは毎年国税として七〇―九〇万円が吸い上げられる一方、前節でみたように中央から国税の分与を受けるのは、定額金制度を通じて定額常費一百万円のほか、額外常費は変動が大きくて一般化しえないが、七五年の二二万円プラス洋銀三〇万ドル、七六・七七年は一〇万円と三万円、土木費も変動が大きい四―一三万円、営繕費二万円、警察費四―七万円であるから、どう計算しても、中央は神奈川県へ分与している国税の二倍から数倍は吸い上げていることになる。さらに、前述のとおり、内容不詳の税外収入として「大蔵省納」されている一―一万円ないし洋銀一万三

〇〇〇ドルがある。もしこれが、何らかの見合いなしに県から一方的に中央へ向かって流出した資金だとすれば、その分が追加されることになる。他府県では、どのような姿になっていたのであろうか。あるいは、これと逆の形を示すものがあるかもしれないが、現在までの研究では明らかになっていない。

注

- (1) 国税と府県税の区別が、いちおうはっきりなされたのは、前述のとおり七五年九月太政官布告第一四〇号で「従来ノ租税賦金ヲ国税府県税ノ二款ニ分」けたのはじまる。だが、体系化されたのは、七八年の「地方税規則」においてであって、それ以前は国―府県―区町村の租税や賦課が重畳したり混在したりしており、しかもそれらに関する法令制度の改廃は頻繁かつ複雑であり、とうていここで叙述しえない。それについては、たとえば藤田武夫『日本地方財政制度の成立』、林健久『日本における租税国家の成立』などを参照されたい。ここでそれを前提として、やや先取りのにはあるが、国税と県税とを分離して示すことにする。『県史料』二三ページ以下の取扱い方も同じである。
- (2) 『資料編』16近代・現代(6)一八三には、『県史料』に依って七五年度の計数を掲げてある。
- (3) この点、『資料編』16近代・現代(6)一四を参照。

二 県税

種類と徴収額 県税についての計数も、やはり『県史料』に七五年度以降のものがのせられている。これは、国税と対照的に土地ではなく、各種商工業や娯楽などに課せられる営業税・免許料・消費税などという性質のものであり、⁽¹⁾種目は多い。しかし、年次を追ってみる必要があるほど大きな変化はなさそうなので、ここでは事例として七六年度のものを

表1-74 県税内訳(1876年)

項 目		金 額 (比率)	項 目	金 額 (比率)
		円 %		円 %
芸	妓	5,384 (15.5)	同 号 旗 料	102 (0.3)
同 鑑 札	料	206 (0.6)	食 料 売 込	398 (1.1)
酌	人	162 (0.5)	同 号 旗 料	116 (0.3)
同 鑑 札	料	10 (0.0)	魚 荷 運 送	0 (0.0)
酒 食	店	2,891 (8.3)	屠 牛	1,105 (3.2)
同 鑑 札	料	489 (1.4)	同 鑑 札 料	3 (0.0)
旅	泊	1,371 (3.9)	屠 豚 羊	674 (1.9)
同 鑑 札	料	125 (0.4)	同 鑑 札 料	2 (0.0)
洋	酒	250 (0.7)	芝 居	3,227 (9.3)
濁	酒	424 (1.2)	相 撲	334 (1.0)
同	醸 造	137 (0.4)	寄 席	588 (1.7)
市	場	405 (1.2)	辻 講 談	179 (0.5)
糶	糶 市	6 (0.0)	見 世 物	99 (0.3)
待 合 茶	屋	23 (0.1)	覗 眼 鏡	10 (0.0)
同 鑑 札	料	9 (0.0)	大 半 楊 弓	128 (0.4)
芝 居 茶	屋	29 (0.1)	同 鑑 札 料	3 (0.0)
同 鑑 札	料	3 (0.0)	吹 矢	46 (0.1)
遊 芸 力 士 俳	優	36 (0.1)	同 鑑 札 料	3 (0.0)
同 鑑 札	料	111 (0.3)	碁 将 棋 会 所	52 (0.1)
煙 草 具	商	35 (0.1)	同 鑑 札 料	8 (0.0)
洋 物	商	136 (0.4)	麦 湯	414 (1.2)
小 間	物	155 (0.4)	同 鑑 札 料	102 (0.3)
翫	物	16 (0.0)	水 商	292 (0.8)
三 味 線	屋	5 (0.0)	同 鑑 札 料	82 (0.2)
菓 子	商	252 (0.7)	諸 車	5,988 (17.2)
温 泉	場	39 (0.1)	貸 馬 乘 馬	40 (0.1)
同 旅	泊	117 (0.3)	菓 舗 鑑 札 料	149 (0.4)
洗 湯		44 (0.1)	飼 犬 鑑 札 料	242 (0.7)
船 宿		7 (0.0)	塩 取 扱 所	11 (0.0)
男 女 髮	結	367 (1.1)	通 船	8 (0.0)
藍 瓶	税	101 (0.3)	臨 時 銃 獵 鑑 札	19 (0.1)
六 業 組 合 鑑 札		253 (0.7)	外 国 船 乘 込 手 数 料	384 (1.1)
古 着 古 道 具		662 (1.9)	室 内 射 撃 銃	6 (0.0)
古 着 仲 買		18 (0.1)	同 鑑 札 料	15 (0.0)
職 人 鑑 札 料		680 (2.0)	玉 突 場 鑑 札 料	1 (0.0)
人 足 鑑 札 料		464 (1.3)	鍋 釜 製 造	5 (0.0)
質 屋		3,127 (9.0)	海 苔 場 營 業 税	61 (0.2)
同 鑑 札 料		481 (1.4)	怠 納 金	5 (0.0)
客 船 運 送 船		896 (2.6)	計	34,827 (100.0)

注 『県史料』74-76ページより作成

のせておくにとどめよう。⁽²⁾表一七四にまとめてかかげたものがそれである。サービス業、娯楽を含めた当時の商工業の大部分が、ここにカバーされているのであろうが、ごく零細なものまで徴税の対象としたため、個々の業種から得られる収入が、いずれも零細であることは一見して明らかであろう。当時の県布達などをみると、これら雑多な県税の取扱いに関するものが数多く出てくるが、わずらわしいのでいちいちとりあげない。⁽³⁾

表一七四によると、まず第一に、県税の収入額が三万五〇〇〇円程度であることが知られるが、この前後の年度をみてもほぼ同額である。⁽⁴⁾これは、国税の七〇—九〇万円の二〇分の一ないし三〇分の一という大きさにすぎない。ただし、県が県内の住民から国税のほか徴収するのは、この県税だけではない。すぐ次にみる賦金などを別にしても、前述のとおり、区町村と重畳してとくに、土地や戸数に課せられる「民費」を徴収しているからである。七五年度の地租額は表一七三によれば七八万円であったから、仮にその三分の一が県・区・町村の民費の地租割だったとすると、二五万円となる。ただし、そのうちの県の取り分はわからない。また、そのほかに、戸数割・人口割などの民費のうちの県取り分もあつたはずであるが、これも正確な計数はつかめない。それにしても、国税の大きさにとうてい及びもつかないことは明らかであつて、こうした大きさのコントラストは、財政上の県の位置づけを考える上で記憶されねばならない。

第二に、いずれも零細ななかで、比較的大きなものとして一〇〇〇円以上収納されたものを、大きな順にとり出すと、諸車五九八八円一七・二割、芸妓五三八四円一五・五割、芝居三二七九・三割、質屋三一二七九・〇割、酒食店二八九一円八・三割、旅泊一三七一円三・九割、などがあげられる。これら上位七種合計で、総額の六六割に当たる二万三〇〇〇円をあげており、遊興・娯楽・飲食への課税依存が著しく高いことがわかる。

表1-75 賦金収入

項 目	1875年	1876年	1877年
娼 妓 税	24,001 ^円	22,704 ^円	19,832 ^円
同 鑑 札 料	1,000	955	824
貸 座 敷 税	2,078	6,047	8,011
同 鑑 札 料	84	75	33
計	27,163	29,781	28,700

注 『県史料』72-80ページより作成

賦 金

明治初期に何を「賦金」とよんだかははっきりしないが、全国的には、七四年一月太政官布告第七号で、「各府県限取立タル諸税」を「賦金」とよばせている。さらに、七五年には中央の雑税整理がおこなわれ、そこで廃止されたもののうち、地方で営業取締りに必要なものは地方限りで税として課税しうることとなったが、内務省はそれらをもすべて賦金と称して自省で管轄したいと計画し、大蔵省と争って失敗した例がある。⁽⁶⁾この限りでは賦金というのは、「内務省の許可をうける賦課」をさすものだったようにみえる。ともあれ、この時点で府県は、賦金と、この営業取締りのための税と、民費とよばれていた区町村と重なっている賦課との三つの財源をもっていたことになる。

ところが、七五年九月太政官布告第一四〇号で従来の租税を国税と府県税とに分け、営業取締りの税ともども「従来ノ賦金ヲ府県税」と改称した。ここで、全国的には賦金という名称は、従前のような意味では存在しなくなり、府県税と民費(の一部)とで県の業務をおこなう体制になったはずであるが、神奈川県の場合は、特殊な用法⁽⁷⁾でなお賦金が存続している。というのは、『県史料』には前述の県税の計数をかけたのに続いて、毎年「賦金収入調書」およびのちにみる「諸歩合金収入調書」がのせられているからである。その賦金をまとめると表一七五がえられる。

県税収入が年々三―四万円程度だったことを考えると、わずか四種目だけで三万円近い収入をあげている賦金収入の県財政にとっても意味は大きく、県税に加えてみれば、県の税収の

表1-76 歩合金収入

項 目	1875年	1876年	1877年
合 合 合 合	4,030 ^円	5,187 ^円	円
上 上 上 上	26,000	33,500	
歩 歩 歩 歩	73	72	
植 木 町 町	197	141	
元 利 歩 歩	9	4	
砂 利 歩 歩	12,667	20,781	
生 糸 会 社 歩	8,000	6,700	
茶 会 社 歩	50,976	66,384	72,940
計			

注 『県史料』72-80ページより作成

遊興・娯楽への依存がいつそう高まることはいうまでもない。ところが、これらはいちおう「税」とか「鑑札料」とかの名称が付されているのに、前掲の県税からこれらだけが分離されているのはなぜかについて、明示的な説明は見当たらないが、これらはいわば目的税として特別会計的に経理されていたのである。というのは、のちのことになるが、『県史料』によれば、七九・八〇・八二年度の会計には、地方税収支とは独立に「雑課」として、娼妓賦金・貸座敷賦金・引手茶屋賦金などを収入とし、梅毒病院費・警察探偵費・業体取締費・産婆養成処費・衛生巡視員費などを支出項目とする勘定がのせられているし、八一・八三年度には「賦金収支」として同じものがのせられているからである。この種の税が、はじめて設けられたのは一八七二年十月の「遊女渡世規則」⁽⁹⁾からであろうが、おそらくその最初から同じ取扱いだと思われる。

歩 合 金

『県史料』には、「租税(国税のこと―引用者) 決算額」「県税収入金調収入調書」がのせられており、七七年度に廃止された旨が記されている。それを表示すれば表一七六がえられる。

五万円から七万円という、ときには全県税収入の二倍にも達する大きさのこの歩合金は、七七年以後の県当局と横浜商人との間の最大の政治的争点となった。それにつ

いてここでくわしく述べる余裕はないが、当面必要な限りで関説しておく。まず、紛争の原因は、元来この歩合金の性格がいまいだったことにある。すなわち、県側ではこれは県へ納めるべき県税の一種であったのにたいして、横浜商人側は、任意の拠出金であるとしていたのである。これは、万延元年（一八六〇）からはじまったもので、横浜の売込商（のち引取商も含む）から売込高（引取高）の一〇〇〇分の五を町費として徴収して町会所で保管し、町の費用にあてていたものである。新政府も、これを直接保管し、実際には県税に加えて横浜の道路橋梁修復その他の費用をまかなってきた。したがって、実質的には県の行政機構の一端としての大区の費用をまかなっていたのであって、その意味で県税を補うものであったが、由来としては商人たちの自発的な拠出・積立になるものであった。それを七七年にいたって廃止し、区費の一部をまかなうものとしての第一営業割（従来歩合金とはほぼ同じ方式で徴収、金額五万円）と第二営業割（小売業者に利益金の一〇〇〇分の五を課する）とに分けることとなった。商人らがこの機会に、歩合金会計の明細が明確でなく、区長が専断で徴収するのに反発して積立金の引渡しを拒否し、県と争ったのが紛争のあらましである。長いいきさつのうち、七八年に商人の自発的な徴収と保管を前提とし、正租五分の一の区費で不足するところを補うために歩合金を区務所へ引き渡す、という建前が確認されて争いは落着いた。この歩合金紛争は、金額が大きいこともさることながら、実力ある商人の自発的な拠出金というこの資金の伝統的な性格と、それを県・大区・小区を支える県税ないし区費に完全に組み込み、県の徴収体制を完成させようとする県官僚の立場との衝突がうみ出した、いわば近代的地方税制確立前夜のエピソードであったといつてよい。

民 費

県には、上記の県税・賦金・歩合金などのほかに、「民費」とよばれる収入部分があった。それは金額からいえば、おそらく一〇数万円にのぼったはずで、たとえば、たとえ、すぐ次にみる七八年度の場合には一三万二九五円が計上されている（『県史料』九〇八ページ）が、その詳細を示す資料はない。とくに民費というのは、のちに区町村財政と関連し

て述べるように、「収入」と「支出」をいずれも民費とよぶということ、および県の收支のうちの県税・賦金・歩合金などを除いたもの（地租割・戸数割など）に加えて大小区の收支や町村の收支すべてを民費とよんでいるため、あらゆる意味で区別がしにくい。また、そのこと自体に当時の財政の実態があらわれているのである。したがって、民費に関する資料がえられる場合も、それらが合わされたものである場合が多く、結局、県の収入としての民費だけをとり出すことは、目下のところ不可能である。

注

- (1) ここでの「県税」の定義にかかわるが、地価（地租・反別・石高）割や戸数割・人口割などで徴収されたものは、県レベルのものでも「県税」に加えられず、おそらく後述の「民費」に加えられているのであろう。
ただし、同じ『県史料』の九〇七ページにある「県税」は、その大きさからみて（一五万円余）、「民費」を含んでいるものと考えられる。この点、後述の「区町村の財政」を参照。
- (2) 前項注(2)の資料に七五年度分県税が含まれているので、参照されたい。
- (3) おもな県税については、『資料編』16近代・現代(6)一〇に、その成立の由来と課税方式についての説明がある。また県税の大部分は営業税・免許料などであるが、『県史料』禁令の部ないし規則の部には、ほとんどすべての営業種目に関する規則がのせられており、それらは同時に営業税・免許料の根拠法規でもあるので、関連して参照をこいたい。
- (4) 七五年度、三万二七九五円、七七年度、四万〇二二二円である（『県史料』七八一八〇ページ）。
- (5) くわしくは林健久『日本における租税国家の成立』二二四ページ以下を参照。
- (6) 『県史料』二七ページには「県租即ち賦金」として、すべての県税を賦金とよんでいる用法も見られる。
神奈川県だけの特殊な用法とはいえないと思われるが、他府県については、目下不明である。

(8) 『県史料』九一八―九六二ページ。なお、これらの資料が出てくる時期には、この「雑課」ないし「賦金収支」にのせられている「賦金」のほかに「地方税収入」や「地方税元受」のなかに、地方税や国庫下渡金とならんで、もうひとつの「賦金」がのせられているが、その実態は不明である。

(9) 『県史料』六二六ページに七四年三月の「遊女渡世規則」がのせられており、そのなかに「明治五年十月相定候」との記述がある。
(10) この件については、『横浜市史』第三卷下第三編がくわしく論じている。

第四節 県・区町村の経費

一 県の経費

県の経費 さきに述べたように、定額金制度等は、県の行政のうちいわば中央の機関としての収支を示すものであったが、県が独自におこなう収支はそこに含まれていなかったもので、ここではそれをとりあげることしよう。

『県史料』には七八年度について、ややまとまった支出内容がのせられている。もっとも、同年度は、途中から「地方税規則」によって会計が処理されるように変わったため、七月十一月の「県税」（『県史料』九〇七ページ）と、十二月から翌七九年六月までの「仮地方税」（『県史料』九〇八―九二〇ページ）の二つに分けて掲げられているが、通年の様子をみるためには、両者を合わせてみる必要があるので、多少のくい違いはありうるが、いちおう合計して表に示したのが表一七七である。

表1-77 県費内訳

科 目	金 額 (比率)	科 目	金 額 (比率)
	円 %		円 %
警察費へ補出	32,801 (9.0)	十全医院費	2,217 (0.6)
消 防 費	1,565 (0.4)	産婆養成費	500 (0.1)
道 路 費	11,089 (3.0)	種痘所諸費	55 (0.0)
河港道路堤防橋梁 建築修繕費	17,629 (4.8)	黴毒病院費	6,903 (1.9)
東海道路修繕費 拝借金ノ内	273 (0.1)	医学生徒費	3,663 (1.0)
11年度分納		黴毒病院建築修繕費	1,039 (0.3)
水 道 費	34,036 (9.4)	流行病予防費	412 (0.1)
公園地樹木植付費	2,000 (0.6)	衛 生 費	2,507 (0.7)
県会議員旅費	1,193 (0.3)	野 犬 撲 殺 費	21 (0.0)
県会書記小使給料	207 (0.1)	救 育 費	101 (0.0)
同 需 用 費	709 (0.2)	勸 農 費	323 (0.1)
師範学校費	2,696 (0.7)	勸 工 費	36 (0.0)
中 学 校 費	586 (0.2)	試 験 場 諸 費	1,633 (0.4)
小 学 校 費	21,206 (5.8)	陳 列 場 諸 費	2,958 (0.8)
郡区庁舎建築修繕費	1,764 (0.5)	博 覧 会 諸 費	1,328 (0.4)
郡区役所借地料	638 (0.2)	神 官 月 給	558 (0.2)
郡区吏員給料	13,055 (3.6)	県 税 掛 給 料	2,101 (0.6)
区 費 補 出	2,630 (0.7)	同 取 調 諸 費	14 (0.0)
雇 給 料	3,792 (1.0)	同 取 扱 諸 費	50 (0.0)
旅 費	2,480 (0.7)	営業鑑札調製費	507 (0.1)
小 使 給 料	1,043 (0.3)	戸長以下給料	52,204 (14.4)
庁 中 諸 費	6,286 (1.7)	同 旅 費	2,006 (0.6)
為 替 方 給 料	2,755 (0.8)	同 職 務 取 扱 諸 費	15,082 (4.1)
浦役場及難破船諸費	25 (0.0)	民 費 補 出	7,960 (2.2)
病 院 諸 費	1,731 (0.5)	瓦 斯 燈 諸 費	96,900 (26.7)
同 修 繕 費	318 (0.1)	計	363,583(100.0)

注 『県史料』907—910ページより作成注

これで見ると、年間三六万円の支出となっており、これをまかしたのは、表にはのせなかつたが県税二〇万円、民費一三万円、雑課三万円などであった。このうち、県税・雑課（賦金）については、既述したところであり、民費の詳細は前述のとおり不明である。しかし、ともかく県独自の行政というのは、この三者によってまかなわれたのであった。ところで同表によると、この時点での県の最大の費目は「瓦斯燈諸費」である。これは周知のように、横浜を象徴するガス燈に関する経費であるが、実はこの前後の年にはこの費目は見当たらない。おそらくこの年度特有の支出であつて、当時進行中のガス局事件¹⁾（ガス局をめぐる紛争については、『横浜市史』第三巻下第一・二章を参照）と何らかの関係があつたと察せられるが、断定はできない。また、金額はそれほど大きくはないが、十全医院や梅毒病院関係の費用がここについているのは、収入側で雑課がのっているのに対応しているものである。しかし、これもこの時かぎり、前述のとおり、これ以前もこのちも雑課ないし賦金として特別会計的に取り扱われているものが、ちょうど制度変更の境目に当たるこの時だけ、この一般会計に含まれたものとみえる。

そこで、それらを除いて考えてみると、最も大きいのは「戸長以下給料」の一四・四割であるが、これに「同旅費同職務取扱諸費」「民費補出」などを加え、さらに「郡区吏員給料」など郡区関係費を加えると、いわば県の出先としての郡区町村に関する費用だけで二七割にのぼることになる。県独自の行政の最大のものがこうした経費であるというのは、中央―府県―郡区町村という行政組織を確立しようとしていた当時の日本全体の流れに沿つたありかただったといつてよい。これに次いで「水道費」が大きい、これもガスと並んで、当時最も先進的な水道事業を神奈川県なり横浜なりがもつていたことの反映であり、この時点では、他府県に例をみない大きさだと思われる。「警察費へ補出」がこれに続いているが、これは「県史料」九〇五ページに、「警察官費」に続いて掲げられている「警察県費」の元受高（収入源）四万四六三六円のうちの、課出金一万〇

八三五円を除いた賦金八六九三円と地方税二万四一〇六円の合計と対応している。以下、道路関係費、勸業関係費、衛生・病院関係費などが比較的大きいものとしてあげられよう。

二 一区町村の経費

民 費

さきに述べたように、「民費」というのは区町村の収支に限らず、県の収支のうち、県税・賦金・歩合金などによらない部分をも含んでいる。したがって、区町村財政として、民費をとり出すのは問題が残るが、しかし逆にいえば、わずかに得られる民費の計数のなかに、少なくとも区町村の収支はほぼすべて含まれているといえるので、いちおうここではそういう取扱いをすることにする。むしろ積極的にいえば、「地方税規則」施行の七八年以前には、県・区・町村の財政とくに民生関係の財政区分は必ずしもはっきりしておらず、そのことがそれらを総称する民費という言葉をうみ出しているのであって、こういう取扱い方が実態を反映しているともいえるのである。

ところで、三新法以前の町村財政は、明治五年（一八七二）四月の「大区・小区制」採用と七三年以降実施された地租改正事業によって大きな影響をうけた。前者についていえば、この制度の採用以前の町村はほとんど江戸時代そのままの制度と財政とを続けていたのに、大区・小区制の採用によって、少なくとも形式的には町村は行政の単位ではなくなり、区制のなかに吸収されてしまったことになる。実態は必ずしもそうはいえないが、行政制度としてはこの三新法で甦生するまで、町村はいったんその姿を没したことになるのである。これに伴って、伝統的な名主や年寄は廃されて、区長・戸長がそれに代わり、大小区行政の中心となるにいたった。つぎに、地租改正についていえば、一般的にいつでもこれが封建社会から近代社会への

表1-78 神奈川県民費

科 目	1875年	(比率)
県庁并懲役場囚獄営繕費※	2,452円	(0.7)%
布告書頒布入費※	7,627	(2.2)
道路堤防橋梁修繕費※	70,296	(20.0)
道路掃除費※	1,389	(0.4)
巡查給料及諸費※	26,461	(7.5)
管内一般遠ニ依調物費※	676	(0.2)
教 院 費※	191	(0.1)
掲示物築設費※	4,634	(1.3)
捨児養育料補費※	16	(0.0)
復籍人送費※	401	(0.1)
区務所扱所諸費※	36,766	(10.5)
区戸長以下給料※	79,679	(22.7)
区戸長以下出庁其外旅費※	6,827	(1.9)
県社郷村社営繕費	3,584	(1.0)
祭典并遙拝式費	8,081	(2.3)
郷村社神官給料	2,274	(0.6)
学 校 費	55,837	(15.9)
用 悪 水 路 費	20,141	(5.7)
暴 漲 水 防 費	3,161	(0.9)
井 堰 守 給 料	871	(0.2)
検 見 入 費	362	(0.1)
貢米金取集上納費	2,370	(0.7)
山 林 調 費	319	(0.1)
里 程 調 費	140	(0.0)
戸 籍 調 費	1,040	(0.3)
徴 兵 下 調 費	1,044	(0.3)
消 防 入 費	5,091	(1.5)
番 人 給 料 并 諸 費	3,663	(1.0)
猪 鹿 防 禦 費	186	(0.1)
時 鐘 費	50	(0.0)
波 止 場 修 繕 費	54	(0.0)
碇 泊 船 取 調 費	2	(0.0)
困 難 人 手 当 費	2	(0.0)
区 計	2,379	(0.7)
地 租 改 正 入 費	351,083	(100.0)(62.0)
国 役 金	204,943	(36.2)
国 役 金	10,305	(1.8)
総 計	566,331	(100.0)

注 『資料編』11 近代・現代(1) 76-77ページより作成。計、総計はそれぞれ348,066円,563,314円になるが、表では『資料編』の数値によった。

移行の中心をなしたのであるから、その影響が大きいのは当然であるが、町村財政としていえば、その収入源がこれによってきびしく制限されたことの意味が大きい。というのは、ほう大な改正事業の費用を町村が負担したことを別としても、町村はもともと県のように独立した税を持っておらず、民費の財源は反別割・石高割などという土地への貢租への付加金か、戸数割・人口割などであったのに、「地租改正条例」によって土地への賦課は地租の三分の一以内とされ、それさえ七七年の減租の際、五分の一へと引き下げられたからである。したがって、その制限でまかない切れぬ程度が多くなればなるほど、戸数割や人口割への依存を高めなければならなくなり、そうするためには、その範囲内である程度は能力に応じた負担の方式をあみ出さざるをえない、というように、実質も制度も大きくゆさぶられたのであった。

ところで、全国的な民費についての統計は、『日本府県民費表』²⁾というかたちで残されており、むろん神奈川県もそのなかに含まれている。一方、『資料編』16近代・現代(6) 四五には七三年度分が、同11同(1) 四には七五年度分がのせられていて、こちらのほうが全国のものより経費の分類がこまかい。ここでは、そのうち、後者を整理した表一七八を掲げておく。これによってみると、七五年度の民費総額は五七万円であって、同年の定額金(定額常費・額外常費・臨時費)三五万円・洋銀三〇万ドル、土木費(官費・県費)四・三万円、警察費(官費・県費)五・四万円、営繕費一万円、合計四五・七万円・洋銀三〇万ドルという、これまでみてきた官費・県費支出にくらべて、その大きさがわかるであろう。とくに、洋銀三〇万ドルはこの年だけの例外的な支出だから、これを別にすると、県内の官費・民費合計の総行政費は一〇二万円で、官費(県費を含む)四四割、民費五六割となる。

ところで、表一七八で地租改正入費と国役金とをいちおう別掲したのは、原資料の説明によれば、民費として恒常的なものとはいえないからである。それを別にして、民費の構成比をみると、区務・区戸長関係費で三五割、道路堤防等の土木費二

○割、学校費一六割などがきわだって大きい。ところで同表中※印を付したものは、義務的な色彩が濃いと思われるものをとり出したのであるが、それだけで三五万円うちの六八割に当たるし、もし、これに地租改正入費と国役金を含めて総額五七万円と対比すると、八〇割が義務的な経費に当たることになる。この数字はむろんいちおうの試算にすぎないが、民費といっても、全体の重心は、中央政府を頂点とする統治機構の一環としての、ないしはその形成のための経費にかかっていたことはたしかであろう。それだけに、国全体としては民費によってなされる区町村の行政を、慎重にかつ確実に遂行する必要があった。とりわけ区町村は、それ自体の民費収支のうちに、徴税の末端機構として国税や県税を確保するといった機能をもっていたから、各種の「区戸長心得書」や「戸長副戸長事務取扱」「区長事務章程」などには、民費に関して正確な収支を帳簿に記入し、住民の納得を得つつ併せて国税・県税の収納を確保すべき旨の規定が、繰り返し定められている。⁽³⁾ それに対応して、県会・大小区会議・町村会議などの条例や議事規則や会議心得などには、民費賦課の方法・支出・検査などが、最も重要な役割として定められている。⁽⁴⁾

ところで、表一七八に示されるように、七五年度の民費は五七万円弱であったが、上述のとおり七七年に民費のうち、土地へ賦課しうるのは地租の五分の一と制限された。ところが、同年の地租額は七八万円弱であったから、その五分の一とすると、わずか一六万円弱にすぎず、四二万円も差がある。仮に、地租改正入費と国役金を除いても三五万円と一六万円との差二〇万円弱が生ずる。七七年初の県会に、この件について「民費賦課法議案」(資料編)11近代・現代(1)器が提出されている。それによれば、もともと民費を土地所有者だけに課すのは不公平であるし、土地賦課制限一五万円ということであれば、七七年現在の計数でみて、三五万円のうち一五万円に近い三五割を土地へ、残りの六五割を戸数に課すことにすれば、平準を得ながら民費をまかないうることになるとされている。さらに、戸数に課するに当たっては、資産の厚薄により一二級にわけて

賦課するのが望ましいと、応能的な課税方法を提言している。ちなみに同案によれば、当時の現戸数は一二万七一五五戸であるが、この一戸が平均三戸を兼ねるものとみなせば四倍の五〇万八六二〇戸が得られ、これで負担すべき額を除すれば一戸につき四三銭六厘四毛余がえられる。これを一二級の一戸に課する最小単位（一個）とするのである。しかし、「家産ノ厚薄ヲ調査スルハ実ニ至難ノ要件」であるから、「区戸長村吏及代議人等ニテ親ク實際ヲ考究シテ篤ト商議ヲ尽シ衆評ノ可トスル所ヲ以テ」等級を定めるべきこと、および、町駅村の表、小区の表、大区の表、県全体の表の四葉を作成し、それぞれを通じて等級の全体的な平衡の確保を可能ならしめるべきことが求められている。

この民費は繰り返しのべたように、県―区―町村各段階にまたがったものであるが、同案では、これを「一般ニ賦スヘキモノ」「一大区ニ賦スヘキモノ」、「組合一小区一村」に賦すべきものに分け、その区分を左のように示している（『資料編』11近代・現代①）^(四)。区分の原則は、当該経費の効果の及ぶ範囲によっているようである。

一般ニ賦スヘキ科目

- 一 県庁営繕費
- 一 徴役場及監獄営繕費^(マ)
- 一 国道県道営繕費
- 一 布告書類頒布費
- 一 管内一般臨時諸費ノ諸費^(マ)
- 一 国道掃除費
- 一 巡查給料及警察費
- 一 復籍人通送費

- ― 揭示場建築修繕費
- ― 難船救助費
- ― 支庁及出張先官員往復書郵送費
- ― 徴兵下調費
- ― 中学校入費
- ― 中学校吏員教員以下月給旅費
- ― 師範学校入費
- ― 師範訓導吏員以下月給旅費
- ― 学区取締月給旅費
- ― 巡回訓導月給旅費
 - ― 大区限賦課スヘキ科目
- ― 正副区長筆生小使月給
- ― 正副区長筆生筆墨料
- ― 区務所借地料并家賃
- ― 用紙用度品買入費
- ― 正副区長筆生出庁及区内巡回旅費
- ― 租税金庁納迄ノ入費
- ― 脚夫賃
- ― 区務所宮繕費

- 一 区務所諸器物買入費
- 一 臨時雇入物書給料
- 一 大区限取調物入費
- 一 勸業掛月給
- 一 小区限賦スヘキ科目
- 一 正副戸長書役小使月給
- 一 正副戸長書役筆墨料
- 一 扱所借地料並家賃
- 一 用紙用度品買入費
- 一 布告配達費
- 一 租税金徴收入リ区務所へ送致迄ノ入費
(マ)
- 一 正副戸長県庁へ出張旅費
- 一 脚夫賃
- 一 扱所修繕費
- 一 扱所諸器物買入費
- 一 臨時増置書役日給
- 一 小区限取調物入費
- 一 一村限賦課スヘキ科目
- 一 村用掛月給并雇小使日給

- 一 村用掛筆墨料
- 一 村用掛用紙用度品買入費
- 一 村用ニ付村用掛出行旅費
- 一 火水盜難猪鹿予防費
- 一 戸籍調費
- 一 一村限取調物諸入費
 - 一 實際ニ応シ組合ヲ設ケ賦課スヘキ科目
- 一 用悪水路修繕費
- 一 小学校諸費
- 一 小学校教員世話役等月給
- 一 暴漲水防費
- 一 養蚕世話役給料
- 一 井堰守給料
- 一 時鐘費
- 一 溜井修繕費
- 一 里道修繕費

この区分は、それまでの慣行をやや整理したかたちにとめたものとみなすことができそうで、これを手がかりにして、当時の民費の県や町村の間の配分が、ある程度は見当をつけられるかもしれない。ただし、表一七八をこの区分にしたがって各段階に割り付けることは、目下のところ無理のようである。⁽⁵⁾

注

- (1) 神奈川県では、七四年六月までは「小区」といわず、二〇〇〇石をめぐに数か村を合併して「番組」とよんだようである（『資料編』11近代・現代(1)二四・三を参照）。
- (2) 藤田武夫『日本地方財政制度の成立』四二―四三ページ）。
- (3) たとえば、『資料編』11近代・現代(1)三・二四・二六・二〇・二六・三・四などを参照。
- (4) たとえば、『資料編』11近代・現代(1)第一編第二章第二節を参照。
- (5) 『資料編』11近代・現代(1)二五に「足柄上郡民費額ノ内訳抜萃」がのせられている。

第二編
明治前期の
神奈川県経済

第一章 地租改正後の経済発展

第一節 農林水産業の近代的再編

一 地租改正期の土地問題

**明治維新の
変革と農業** 明治に入ると、農民は、自由に農作物を栽培・販売できるようになり、また、土地の売買も解禁され、従来の所持地には私的な所有権が与えられた。農業に限らず、一般に営業の自由が認められ、資本の自由な活動の場が開

かれた。こうして、県下で、一八七八（明治十一年）年、山林原野を除き地租改正事業がほぼ完了し、高額ではあるが定額金納の地租が新定され、地券が交付されたとき、法制の上では、神奈川県農民の前には、自由な経済活動を通して近代的発展をなしとげる大きな可能性が開かれた。このとき、政府の新たな一連の金融法令の公布によって、農民は生活・経営資金の借入れを、土地建物を抵当にして容易になしうようになっていた。すなわち、一八七三（明治六）年以降公布された地所質入書入規則・動産不動産書入金穀貸借規則・金穀貸借請人証人弁償規則など一連の金融法令は、これまで各地に存在した質地慣行などを否定して、手厚い債権の保護を図り、整備された裁判所機構が、これら法令の施行を保証した。この結果、遠隔地に対する土地金融は旧幕期にくらべはるかに安全確実なものとなった。あたかも、地租改正終了時には、農産物の価格は騰貴しつつあり、

農民は生活の向上・経営発展のために資金を借り入れてもその返済は可能と思われた。しかし、深刻な正貨不足による財政危機に端を発した一八八一（明治十四）年以降の政府の紙幣整理実施は、農産物はじめ諸物価の低落・市場の退縮をもたらし、商品経済に入りつつあった農家経営を一挙に破滅に追いやった。借入金は、たちまち返済不能となり、これに対し、新たな金融法令は、容赦ない担保物件の公売処分・身代限処分をもって答えた。

不平等条約のために、これまで在来商品作物栽培の伸長などを通して歩んできた農業発展の道が閉ざされてしまっていた当時の状況を考えると、この状況下において、以上にのべたような形で農民に与えられた近代とは何であったのか、という問題に行き当たらざるをえない。

地租改正後 の地価修正

前述のように、神奈川県地租改正は、耕宅地は一八七八（明治十二）年、山林原野は一八八〇年に事業を終え、それにもない地券が、耕宅地の分は一八七九年、山林原野の分は一八八一年に交付された（このとき農民は、これと引き換えに地価一〇円につき五銭の地券証印税を納めねばならなかった。また、さきに交付された壬申地券はすべて回収された）。

しかし、改租施行は、一八七六（明治九）年からとされ、一八七六年以降納めてきた旧租とほぼ同額の仮納額は、新地租額と差し引きされ、不足分をさらに納入せねばならなかった。これは、地租改正によって増租となった多くの村々にとって耐え難い負担であったが、一八八二（明治十五）年、県は、これの延納年賦を認め、甲第九〇号年賦延納規則によって差額の多少により、五〇か年以内の年賦上納の措置をとった。

また、前述のように県は、改租に強い不服の意を示した多摩郡その他の村々に対し、地租改正条例追加第八章が定めた地価再改定年度（改租年から六年目）に至れば、地価を再検討するとの約束を与え、改租を承諾させたのであったが、一八八一年が、その改定年度にあたっていた。政府はその前年一八八〇年五月に地価をさらに五か年間据置く旨の太政官布告第二五号を

発したが、その第一条但書に「府知事県令ニ於テ当初定メタル地価不適当ナリト思慮シ、其事由ヲ具申スルトキハ、大蔵省ハ調査員ヲ派遣シ、実地調査ノ上、一町村又ハ一郡区限り、特別修正スルコトアルヘシ」とその例外を認めた。上述の公約を負った神奈川県令は、この第一条但書にもとづいて管下西多摩・北多摩・津久井郡(旧一〇、一一、一二大区の内)の一部の村々に対し、耕地地価の特別修正を行った(明治十四年「明治公文編年集九」東京都東大和市蔵敷 内野禄太郎家文書)。

丙第二百六十三号

西多摩郡役所
北多摩郡役所

津久井郡役所

戸長役場

其郡村々之内、耕地々価別紙之通本年ヨリ修正候条、此旨相違候事

明治十四年十二月廿四日

神奈川県令冲守固代理

神奈川県少書記官 磯貝静蔵

このときの修正村は次のごとくであった。なお、津久井郡については明らかでない。北多摩郡―田無村・小山村・神山村・前沢村・柳窪村・柳窪新田・下里村・南沢村・牟礼村・北野村・中仙川村・新川村・吉祥寺村・上蓮雀村・下蓮雀村・井口新田・関前村・西窪村・境村・鈴木新田・野中新田与左衛門組・大沼田新田・野中新田善左衛門組・廻り田新田・貫井村・小金井村・小金井新田・梶野新田・関野新田・砂川村・小川村・小川新田・榎戸新田・野中新田六左衛門組・平兵衛新田・蔵敷村
西多摩郡―多摩村・石畑村・殿ヶ谷村・岸村・箱根ヶ崎村
なお、右の修正村は西多摩郡においても全村ではなかった。その間の経緯を、蔵敷村地所有者総代、県会議員内野左衛門は、自村に關し次のように記している。

内野曰、明治九年改正、大麦反当八斗式升六合ナリシガ(当時明治三年より七年迄五ヶ年平均)、地価ハ此收穫麦壹石ニ対シ金拾四円八拾七錢(麦壹石ニ付金壹円七拾五錢定メ)